

「黒松内町に放射性物質等を持ち込ませない条例（案）」に対する意見の概要及び町議会の考え方

条例該当規定	意見の概要	町議会の考え方
条例案全体	<p>①条例案に賛同する意見（10件）</p> <p>②この種の条例は首長がリーダーシップを発揮し、隣接する島牧村に遅れることなく、早期に制定してほしかった。</p> <p>③本町の自然や文化等の特性を生かし、持続可能な暮らしを守っていくことが町政と考えるならば、今回の条例においても首長がリーダーシップを取り、条例制定の「趣旨」をはっきり分かるようにすべき。</p>	<p>（10件全てが賛同意見）</p> <p>・今回の条例は、地方自治法第112条の議員の議案提出権に基づき議員が提案した議案を、「みんなで歩むまちづくり条例」等を考慮し常任委員会に付託して慎重に審議しているもので、一定の時間を要しています。本意見に対する議会としてのコメントはありません。</p> <p>・本意見に対する議会としてのコメントはありませんが、本条例の「趣旨」の部分については、第1条（目的）に、規定されていると考えています。</p>
第2条	<p>④放射性物質は、放射能を有する物質の総称であり、使用済核燃料にとどまらず、原子力発電で使用する核燃料や発電時の核反応により生成され続ける放射化合物を含む。したがって、第1条の目的を掲げるのであれば、原子力発電所に関することも明文化すべき。そうでなければ、安全な処理方法も確立していない中で、原子力発電所の建設・運転については、何の問題もないという誤ったメッセージを伝えることになる。このため、以下のように修正することを検討していただきたい。</p>	<p>・本条例は、原子力発電所の建設・運転について是非を問うものではなく（肯定や否定をするものではない）、第2条で定義する「放射性物質等」を町内に持ち込ませないことを目的としています。</p>

	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「放射性物質等」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) <u>原子力関連施設で使用する核燃料物質及びその稼働により生成される放射性化合物質</u></p> <p>(2) <u>原子力関連施設から発生する使用済燃料及び廃炉等の際に発生する放射性廃棄物</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>⑤第2条第1号中「使用済燃料」を、もう少し強調する意味で「高レベル放射性廃棄物」としてはどうか。</p>	<p>⑤「高レベル放射性廃棄物」とは、使用済燃料の再処理過程で再利用できないものとして残った放射能レベルの高い廃液をガラス固化体にしたもので、第2条第2号中「様々なレベルの放射性物質」に含まれます。</p>
<p>第3条</p>	<p>⑥第1項中「町内」の範囲に、管理が及ばない国道を廃棄物搭載移送車が通過した場合、具体的に行政としてどう対応するのか。</p> <p>④と同じ意見の概要</p> <p>(基本原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 町は、放射性物質等の使用、処分、保管及び研究等に関する全ての調査及び施設の建設を受け入れない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>・本条例も含め関係法令に基づき、国道の管理者が廃棄物搭載移送車の通過について判断することになると考えます。</p> <p>・④の意見に対する町議会の考え方と同じ。</p>

<p>第4条</p>	<p>⑦近隣町村に配付される関連交付金の受け取り拒否についての条文がないが、議会意見の変化や首長の交代により、受け取る可能性を否定できないため、明定すべき。第4条に全て委任されていると解するには無理がある。</p> <p>⑧第4条（町の責務）及び第5条（町民の責務）の規定に、「この条例の趣旨を」とあるが、「趣旨」がどこに記載されているか分からない。第1条（目的）も趣旨と言えはその一部になるが、「理由」が記載されておらず、なぜ本町でこの条例を緊急に制定しなければならないかが分からない。島牧村の条例を見ると「理由」にあたる「基本理念」が書かれている。</p>	<p>・本条例は、本町に放射性物質等を持ち込ませないことが目的ですので、関連交付金について規定することは必要がないと考えています。</p> <p>・本条例の「趣旨」は、第1条（目的）に、規定されていると考えています。なお、島牧村の条例における「基本理念（美しい自然を将来にわたって保護等）」についての規定は、本町の場合、「みんなで歩むまちづくり条例」の前文に規定されています。</p>
<p>第5条</p>	<p>⑧と同じ意見の概要</p>	<p>・⑧の意見に対する町議会の考え方と同じ。</p>
<p>その他 （本条例に関 係しない意 見）</p>	<p>⑨トワ・ヴェールの実質身売りやトンネル掘削土（ヒ素）問題こそ、このような形で広く町民の意見を求めるべき。</p>	<p>・本条例に関連ありませんので、議会としてのコメントはありません。</p>